

議案第 63 号

桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年桐生市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

号給	給料月額
1	円 375,000

」

を

「

号給	給料月額(円)
1	376,000

」

に改める。

第9条第2項中「162.5」を「167.5」に改める。

第2条 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「167.5」を「165」に改める。

第10条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 改正後の条例第9条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議 案 説 明

議案第 63 号 桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

国及び群馬県に準じて給与改定を行うとともに、定年引上げに伴う条文の整備を行うため、所要の改正を行おうとするものです。